

相談事例(11)

2年前に出資したファンド業者から 出資金返還に関するお知らせが届いた！

相談内容

2年前、知人に誘われてマンションの一室で開かれたセミナーに参加し、知的財産の投資組合に、出資金として2口200万円を支払った。配当金は3回受けたが、その後連絡がなくなった。詐欺にあったと思い、会社もすでにはないものとあきらめていたところ、最近業者から、2年経過しているので出資金全額は返せないが、選択による優先順位で和解するという「お知らせ」が届いた。(当事者=70歳代・女性/相談者=娘)

■出資金返還の「お知らせ」が届いた

2年前、当事者が出資したのは、IPR知的財産匿名組合出資契約で、2口200万円を振り込んでいます。手数料を差し引いた配当金を3回受け取っていますが、その後はまったくありません。業者は適格機関投資家等特例業務届出者を名乗る会社でした。

【送られてきた「お知らせ」の内容】

- 当初の業者と連名で別の業者名がある。
- 住所は当時のものと異なる。
- 文面には「返還は難しく苦慮しています」という一方、新規事業についてハイブリッド、バイオマスなどの言葉が書いてある。
- 返還については下記の4つからの選択による優先順位をつけた和解案となっている。
 - ①出資金の3割返還
 - ②出資金から支払い分を差し引いた額の5割返還
 - ③出資金全額の返還
 - ④その他
- 和解案の対象者として他に6つの団体名が書いてある。

■二次被害に遭わないよう無視するように助言

当相談室で調べたところ、当該届出会社は「無登録で金融商品取引業を行う者の名称一覧」に掲載(平成23年10月)されている業者(適格機関投資家特例業務届出者)であることがわかりました。関東財務局に問い合わせ、被害回復をあおる勧誘ともみられ、二次被害につながりかねないので、無視をすること、との助言を受けました。

相談者には、連絡をとらず無視するように説明、また高齢者の方の今後に向けて成年後見制度についても情報提供しました。

※適格機関投資家特例業務届出者

プロ向けのファンド販売勧誘業務をする者として金融商品取引法で規制されている。1人以上の適格機関投資家（銀行・証券会社・投資事業有限責任組合などのプロ）かつ49人以下の一般投資家を相手とする私募については、登録義務ではなく、適格機関投資家等特例業務の届出を義務づけている。プロ向けであるとして書面交付義務がないなど勧誘販売について規制が緩やかになっている。

■とくに高齢者を勧誘してのトラブルが増えている

金融庁のホームページでも無登録業者が取り扱うファンド取引に注意を喚起しています。プロを相手とすることで規制が緩やかになっている届出業者が、投資経験のほとんどない一般消費者、とくに高齢者を勧誘してトラブルとなるケースが増えています。

プロ向けの商品の販売であれば、むしろ49名以下の一般投資家に対しての勧誘業務については、より厳しい規制が必要ではないでしょうか。

また高齢者がホームページで無登録業者を確認することが一般的とは思えません。多様な周知の方法をしてほしいと考えます。

自分ではよくわからないが専門家の言うことだからと、業者のいうままに契約させられてしまった、と相談を受けることがあります。投資はますます複雑化してきています。内容やリスクについて自分が理解できないときは、契約をしないことです。家族も高齢者の人格を尊重しつつトラブルのきっかけを作らないよう見守りが必要となるでしょう。

（以上）